

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。</p>	<p>（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）</p> <p>第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。</p>

）及び株式（出資を含む。以下このイにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1)・(2) (略)

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜六 (略)

七 第七十四条第三号に掲げる保険契約に關し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（第五項において「運用状況報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

七の二〜十 (略)

く。）及び株式（出資を含む。以下このイにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1)・(2) (略)

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜六 (略)

七 第七十四条第一号及び第三号に掲げる保険契約に關し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、次のイ又はロに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（以下「運用報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

イ 第七十四条第一号に掲げる保険契約 一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月）を超えない期間

ロ 第七十四条第三号に掲げる保険契約 一年

七の二〜十 (略)

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに關し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の五において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ〜ハ（略）

2〜4（略）

5 第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。）の翌日（当該運用状況報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用状況報告書の基準日までの期間をいう。

6 第一項第七号の対象期間は、一年を超えてはならない。

（削る）

十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに關し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ〜ハ（略）

2〜4（略）

5 第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該書面の基準日までの期間をいう。

（新設）

（運用報告書の記載事項）

第五十三条の二 運用報告書（法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約に係るものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号並びに次項各号に掲げる事項については、保険契約者が特定投資家である場合は、この限りでない。

一 当該運用報告書の対象期間（前条第五項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）

二 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運

用の経過（当該財産の額の主要な変動の要因を含む。）

三 特別勘定に属する財産の運用状況の推移

四 当該運用報告書の対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項

五 当該運用報告書の基準日の翌日以後における運用方針

六 当該保険会社とその財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

2

基準日における特別勘定に属する財産を対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。）

（その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときに於ける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記

載した書面をいう。)又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産(以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。)の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項(同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。)に係る重要な業務に係る事務を行う者(次号において「ファンド関係者」という。)の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係
四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合には当該外部監査を行う者の氏名又は名称

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2・3 (略)

(金銭債権等と保険契約との誤認防止)

第五十三条の二 (略)

2・3 (略)

(運用報告書の記載事項等)

第五十四条の四 法第百条の五第一項に規定する内閣府令で定める事

(新設)

項は、次に掲げる事項とする。

一 対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、次条第一号及び第二号三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条において同じ。）

二 運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産の運用状況として次に掲げる事項

イ 対象期間における特別勘定に属する財産の運用の経過（当該財産の額の主要な変動の要因を含む。）

ロ 特別勘定に属する財産の運用状況の推移

三 対象期間における特別勘定に属する財産の運用方針及び当該運用方針に従った投資が行われたかについての分析に関する事項

四 基準日の翌日以後における運用方針

五 当該保険会社とその財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査を受けている場合において、当該運用報告書の対象期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

基準日における特別勘定に属する財産に対象有価証券（金融商品

取引業等に関する内閣府令第九十六条第四項に規定する対象有価証券をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十五号において同じ。

（その保有額の当該財産の額に対する割合が百分の三に満たないものを除く。）が含まれているときにおける運用報告書には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。ただし、当該運用報告書の交付前一年以内に当該保険契約の相手方に対し交付した当該保険契約に係る契約締結前交付書面（法第三百条の二において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面をいう。）若しくは契約変更書面（当該保険契約の一部の変更に伴い当該契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合において、当該変更すべき記載事項を記載した書面をいう。）又は運用報告書に次に掲げる事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「フ

-
- 「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項
 - 三 当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係
 - 四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称
 - 3 対象期間は、一年（第八十三条第一号イ及びハに掲げる保険契約に該当する場合にあっては、三月。第五項第二号において同じ。）を超えてはならない。
 - 4 運用報告書は、対象期間経過後遅滞なく作成し、運用実績連動型保険契約の保険契約者に交付しなければならない。
 - 5 法第百条の五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 運用実績連動型保険契約の保険契約者の同居者が確実に運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該保険契約者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその基準日までに同意している場合（当該基準日までに当該保険契約者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）
 - 二 他の法令の規定により、一年に一回以上、運用実績連動型保険契約の保険契約者に対して運用報告書に記載すべき事項を記載した書面が交付され、又は当該事項を記録した電磁的記録が提供される場合
 - 三 運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十条の三第四項（同法第三十四条の四第六項において準用する場
-

合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者である場合

(保険契約者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第五十四条の五 法第百条の五第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 運用実績連動型保険契約の保険契約者からの運用報告書に記載すべき事項に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

二 運用実績連動型保険契約の保険契約者が金融商品取引法第三十条の二第五項の規定により特定投資家以外の保険契約者とみなされる場合

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約(次に掲げる保険契約をいう。第七十五条の二第一項及び第三項において同じ。)

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項

(新設)

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約(次に掲げる保険契約をいう。第七十五条の二第一項及び第三項において同じ。)

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 法第百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項

イ・ロ (略)

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第百五十三条 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第百九十九条において準用する法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第百五十四条の二第一項及び第三項において同じ。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで、第五十四条の四、第五十四条の五及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の

は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号に掲げる事項、同条第二項に規定する事項並びに同条第三項及び第四項各号に掲げる事項

イ・ロ (略)

(特別勘定を設けなければならない保険契約)

第百五十三条 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

一 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約（次に掲げる保険契約をいう。第百五十四条の二第一項及び第三項において同じ。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当

規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三
条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うため
に日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険
会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する
法第十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定
は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合に
ついて、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年
度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、
第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人につ
いて、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理
人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書に
ついて、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第
四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百
三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四
十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三十九条
及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条
」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険
契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九
十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号
まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三
条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三
条第一号イ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおい
て同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号中「第七十四

を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正か
つ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について
、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法
第九十九条において準用する法第十五条第一項の価格変動準備
金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保
険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保
険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなけれ
ばならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等
の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険
会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本にお
ける代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場
合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四
十八条の五」とあるのは「第百三十九条及び第四百十条の三」と、
第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前
条」とあるのは「第百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十
条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」
とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百
条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の
二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第
三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第
一号中「保険契約（第八十三条第一号イ及びニに掲げるものを除く
。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約
」と、同項第七号中「第七十四条」とあるのは「第百五十三条」と

条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、同項第七号の二
中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第八十七条第三項第
三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業
務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項
第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準
用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあ
るのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支
店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事
務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは
「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるの
は「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧
客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における
業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係
者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ
。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三
条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係
者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあ
るのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本に
おける顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九
八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用す
る法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とある
のは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における
顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本にお

、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第八
十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「法第八十八条」と
あるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、「保
険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十三
条の二の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客
」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第
九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九
八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本に
おける支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以
下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるの
は「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における
顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本にお
ける業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五
十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五
十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第九十
四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧
客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定
関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」
とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十
三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と
、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九
九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七
条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本にお

る保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十四条の四及び第五十四条の五中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の七中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本にお

ける業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金そ

ける保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

九の二 当該特定保険契約が法第百条の五第一項(法第百九十九条

の他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

九の二 当該特定保険契約が法第百十八条第一項に規定する運用実

において準用する場合を含む。)に規定する運用実績連動型保険
契約である場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十～十四 (略)

十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に
当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対
象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条
の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に
掲げる事項のほか、第五十四条の四第二項各号に掲げる事項とす
る。

2 (略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する
準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及
び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げ
る事項(特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等(保険証
券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五
百四十六条第一項(結約書作成及び交付義務)(法第二百九十三条
において準用する場合を含む。))に規定する書面を総称する。以下
この条において同じ。)を交付する場合にあっては、当該保険証券
等に記載された事項を除く。)を記載しなければならない。

一～六 (略)

績連動型保険契約である場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十～十四 (略)

十五 第九号の二の特定保険契約が、当該特定保険契約の締結後に
当該特定保険契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対
象とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条
の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前各号に
掲げる事項のほか、第五十三条の二第二項各号に掲げる事項とす
る。

2 (略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十五 特定保険契約等が成立したときに作成する
準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及
び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げ
る事項(特定保険契約の成立後遅滞なく顧客に保険証券等(保険証
券及び法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五
百四十六条第一項(結約書作成及び交付義務)(法第二百九十三条
において準用する場合を含む。))に規定する書面を総称する。以下
この条において同じ。)を交付する場合にあっては、当該保険証券
等に記載された事項を除く。)を記載しなければならない。

一～六 (略)

六の二 当該特定保険契約が法第百条の五第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあつては、運用報告書を交付する頻度

七 (略)

2 (略)

六の二 当該特定保険契約が法第百十八条第一項に規定する運用実績連動型保険契約である場合にあつては、運用報告書を交付する頻度

七 (略)

2 (略)